

工事約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、消費税率の改定が予定されていること等を踏まえ、「託送供給約款」について2019年10月11日付で、「最終保障供給約款」について2019年10月1日付でそれぞれ変更を行い、あわせて誤記の修正を行います。これに伴い、本工事約款（以下「この約款」といいます。）の内容につきましても、一部誤記の修正を行います。

この約款の変更につきまして、現行の「工事約款」2.（2）の定めに従い、本文書をホームページへ掲載することにより、約款の変更に係る周知とさせていただきます。

記

1. 変更の理由

「託送供給約款」「最終保障供給約款」等において、本支管工事の当社負担額についての誤記を修正するため、それにあわせてこの約款でも当該箇所その他の誤記を修正いたします。

2. 変更の内容（主な変更）

- ・ 9.（12）（13）および11.（3）において、「消費税相当額」と記載されていたものを誤記として「消費税等相当額」へ修正。
- ・ 別表第2に規定されている本支管工事費の当社（導管部門）の負担額について、税込と表記されていたものを誤記として修正。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）